

第1章 計画の基本的事項

1. 環境を取り巻く状況

1-1 世界の主な動向

2015年、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来の新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。この協定では、温室効果ガス排出削減のための取組を強化することが必要とされています。

さらに、2021年10月～11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、合意文書で「産業革命前からの気温上昇を1.5℃以内に抑える努力を追求する」と明記され、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて、野心的な気候変動対策を締約国に求めることが決定されました。

その後、2022年11月に開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)では、2030年までの緩和の野心と実施を向上させるため、1.5℃目標達成の重要性、計画期間を2026年までとして毎年議題として取り上げて進捗を確認することなどが盛り込まれた「緩和作業計画」が採択されました。

また、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。この「持続可能な開発目標(SDGs)」は、発展途上国のみならず、日本を含む先進国自身も取り組む国際目標として17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、環境・社会・経済の三つの側面を総合的に解決する考え方が示されています。



出典：国際連合広報センターホームページ

図 1-1 持続可能な開発目標 SDGs における 17 の目標

第1章

計画の基本的事項

第2章

尾道市の概況と排出量の現状

第3章

総排出量・吸収量の将来推計

第4章

排出量の削減目標

第5章

排出削減に関する取組

第6章

計画の推進及び進捗管理

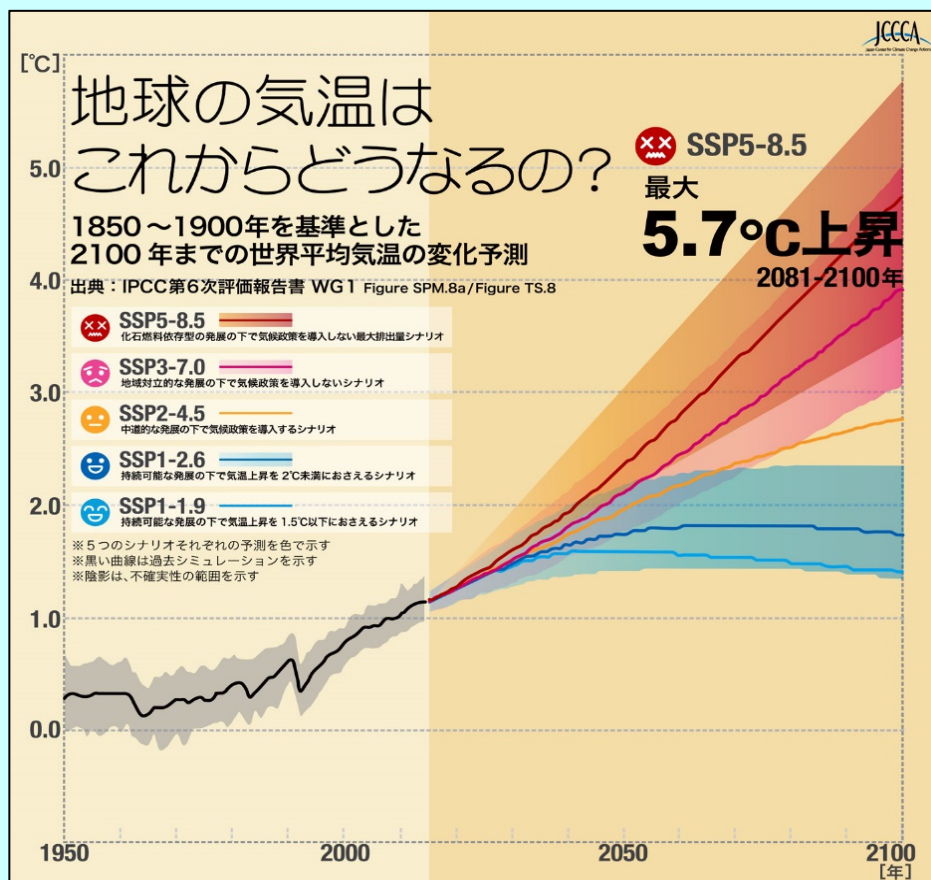
資料編

地球温暖化対策はSDGsの13番目（気候変動に具体的な対策を）の目標に直接関わるもので、温室効果ガスの排出が実質ゼロである「脱炭素社会」の実現に向け、世界各国で取組が進められています。

地球温暖化対策については、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」により、世界の努力目標として世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限することが掲げられました。

2021年に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書」では、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇し続け、向こう数十年間の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に地球温暖化は1.5℃及び2℃を超えることが示唆されています。

下図に示すとおり、化石燃料依存型の発展のもとで、気候政策を導入しない、すなわち有効な温暖化対策をとらなかった場合（SSP5-8.5：赤色の帯）、21世紀末の世界の平均気温は工業化以前から3.3～5.7℃上昇し、平均海面水位も1995年から2014年の平均に比べて0.63～1.01m上昇する可能性が高いと予測されています。厳しい温暖化対策をとった場合（SSP1-1.9、21世紀半ばに二酸化炭素排出量を実質ゼロにした場合：水色の帯）でも、平均気温は1.0～1.8℃上昇、平均海面水位は0.28～0.55m上昇する可能性が高いと予測されています。



出典：IPCC 第6次評価報告書

図1-2 2100年までの世界平均気温の変化予測

1-2 国の主な動向

① 2050年カーボンニュートラル宣言

令和2(2020)年10月、菅総理大臣は「パリ協定」に定める目標等を踏まえ、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

② 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」と示します。)の一部改正案が令和3(2021)年3月に閣議決定され、令和4(2022)年4月に施行されました。

改正の主な内容は以下のとおりとなります。

- ◆ パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- ◆ 地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための計画・認定制度の創設
- ◆ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進

③ 地域脱炭素ロードマップの策定

国の「2050年カーボンニュートラル」宣言や、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続ける」と表明したことを踏まえ、地域が主役となる、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、工程と具体策が策定されました。

④ 第五次環境基本計画の策定

政府の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づき定められており、平成6(1994)年、平成12(2000)年、平成18(2006)年、平成24(2012)年に続く第五次の計画「第五次環境基本計画」が平成30(2018)年4月に閣議決定されました。

SDGs(持続可能な開発目標)、パリ協定採択後に初めて策定された環境基本計画となり、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。

⑤ 気候変動適応法の施行、気候変動適応計画の策定

気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温対法に基づく温室効果ガスの削減(緩和策)に取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応(適応策)に取り組むことが一層重要となっています。適応策を推進するため、気候変動適応法が平成30(2018)年12月施行されました。また、政府が、気候変動適応に関する総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものとされている「気候変動適応計画」は平成30(2018)年11月に策定、令和3(2021)年10月に改定されています。

第1章

計画の基本的事項

第2章

尾道市の概況と排出量の現状

第3章

総排出量・吸収量の将来推計

第4章

排出量の削減目標

第5章

排出削減に関する取組

第6章

計画の推進及び進捗管理

資料編

1-3 広島県の主な動向

① 第5次広島県環境基本計画

地球温暖化に伴う気候変動や海洋プラスチックごみ問題の深刻化といった地球規模での新たな環境問題に適切に対応し、効果的に施策を推進していくため、計画策定の新たな視点・ポイントとして「SDGs の考え方に基づく施策の推進」、「地球温暖化対策の推進」、「プラスチックごみの海洋流出防止対策」を加えた内容に見直し、令和3年（2021年）に策定されました。

基本理念を「環境にやさしい広島づくりと次代への継承 ～未来につながる、環境の3つのわ（輪・和・環）～」とし、基本理念を実現するための施策体系として、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進、地域環境の保全、環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり、自然環境と生物多様性の保全、循環型社会の実現が挙げられています。

② 第3次広島県地球温暖化防止地域計画

令和5年（2023年）3月には、「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」（地域気候変動適応計画の内容を含む）が一部改定され、2050年の「ネット・ゼロカーボン社会」の実現を目指し、県民、事業者など多様な主体が一緒になって取組を進められるよう、「みんなで挑戦 未来につながる 2050 ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」が行われるなか、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で39.4%削減することが目標として設定されました。

③ 第5期広島県地球温暖化対策実行計画

広島県が実施する事務事業全般を対象に、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現や国の政府実行計画の2030年度削減目標である50%削減を踏まえ、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で55%削減を掲げ、令和5年（2023年）3月に改定されました。

1-4 尾道市の主な取組

① 第2次尾道市環境基本計画

望ましい環境像に、「海、緑、文化にまつまれた地球と人にやさしいまち尾道」を掲げ、望ましい環境像を実現する基本目標を、生活環境、自然環境、地球環境、快適環境、環境教育・学習及び環境保全活動の5つの分野で設定し、平成29年（2017年）3月に策定しています。

② 尾道市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕

温室効果ガス排出量の削減目標として、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で46%削減することを目標として掲げ、令和4年（2022年）1月に策定しています。

③ 尾道市「ゼロカーボンシティ」宣言

平成 30 (2018) 年の西日本豪雨をはじめとする頻発化・激甚化する集中豪雨や台風の巨大化による災害等、地球温暖化による気候変動への影響が深刻化していることを受け、尾道市では 2050 年までに二酸化炭素 (CO₂) の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを、令和 2 (2020) 年 11 月、当時の広島県内の自治体では初めて宣言しました。

この「ゼロカーボンシティ」宣言では、市民や事業者と共に「チーム尾道」で、2050 年までに市内の二酸化炭素 (CO₂) の実質排出量をゼロにすることの実現に向け、「尾道 COOL CHOICE プロジェクト」の継続による COOL CHOICE の普及・啓発や、公共施設への再生可能エネルギーの導入や LED 化などの取組を推進していくことを掲げています。

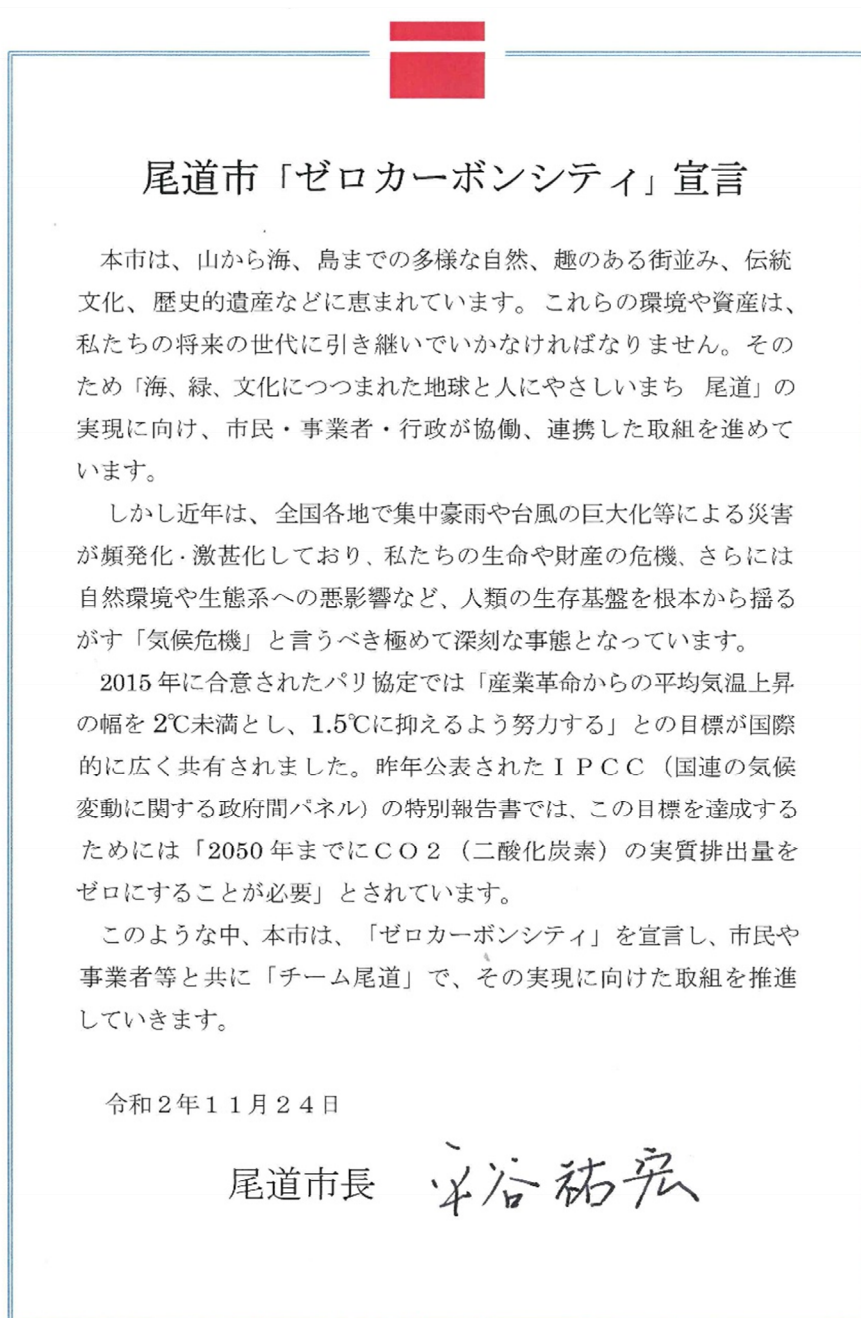


図 1-3 尾道市「ゼロカーボンシティ」宣言

第 1 章

計画の基本的事項

第 2 章

尾道市の概況と排出量の現状

第 3 章

総排出量・吸収量の将来推計

第 4 章

排出量の削減目標

第 5 章

排出削減に関する取組

第 6 章

計画の推進及び進捗管理

資料編

2. 計画の位置付け

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「広島県地球温暖化防止地域計画」とともに、市の「尾道市総合計画」及び「尾道市環境基本計画」を上位計画とし、「尾道市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「尾道市都市計画マスタープラン」をはじめとする市の関連計画と整合を図る計画として策定するものです。

また、気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして策定します。

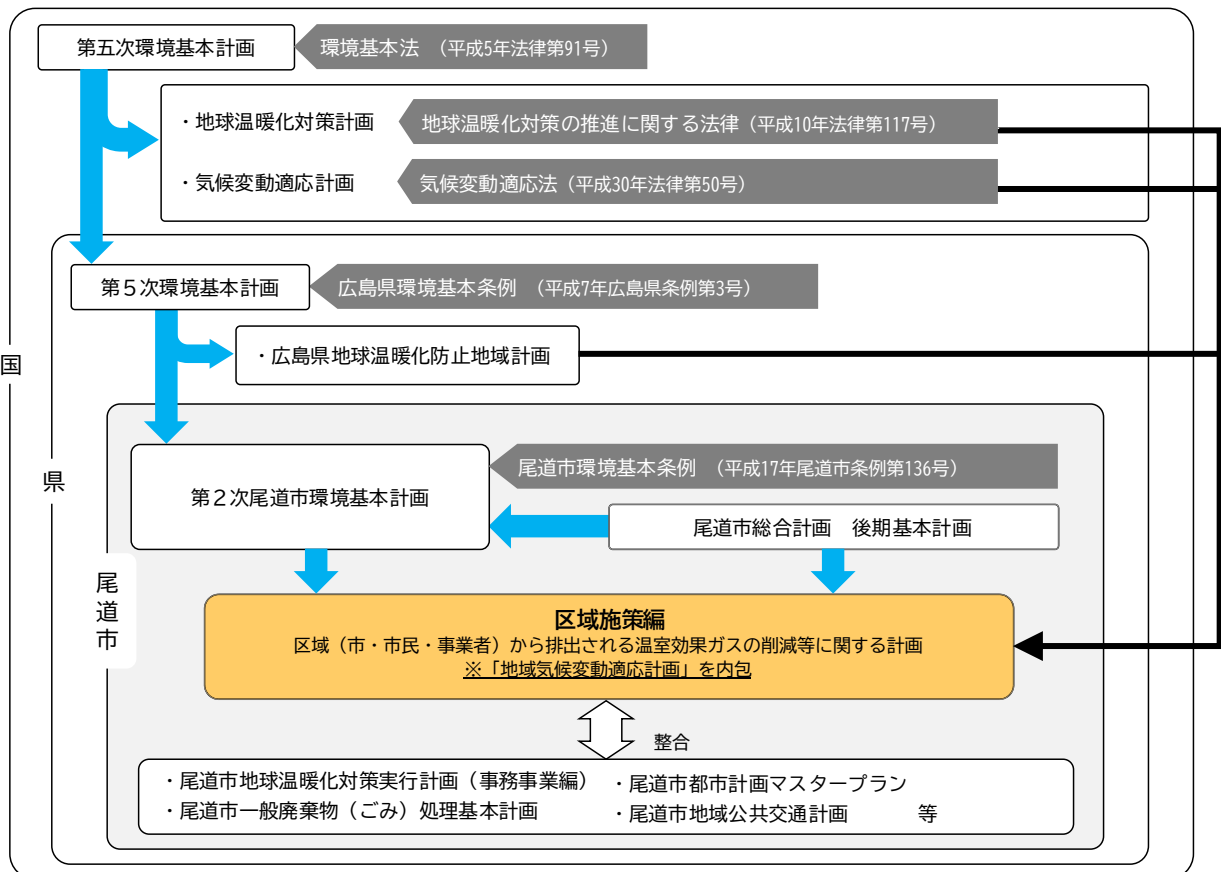


図 1-4 本計画の体系図

第1章

計画の基本的事項

第2章

尾道市の概況と排出量の現状

第3章

総排出量・吸収量の将来推計

第4章

排出量の削減目標

第5章

排出削減に関する取組

第6章

計画の推進及び進捗管理

資料編

3. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法で削減対象としている7物質（CO₂：二酸化炭素、CH₄：メタン、N₂O：一酸化二窒素、HFCs：ハイドロフルオロカーボン類、PFCs：パーフルオロカーボン類、SF₆：六フッ化硫黄、NF₃：三フッ化窒素）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類を対象とします。

なお、尾道市においては、特定事業者からのパーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄及び三フッ化窒素の排出は報告されておらず、市域からの排出量はごく微量であると考えられるため対象外とします。

表 1-1 温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガス		主な発生源	本計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの）等	○
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等	○
メタン (CH ₄)		稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)		化石燃料の燃焼、化学肥料の施用、排水処理、自動車の走行等	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としてのHFCsの使用、クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造	○
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、PFCsの製造	
六フッ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・排出、SF ₆ の製造	
三フッ化窒素 (NF ₃)		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造	

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間を対象とします。

なお、社会経済活動や国・県の動きなどで大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行い、本計画を改定することとします。